

2025 文子幼第 1210 号
令和 7 年 9 月 29 日

私立認可保育所等 施設長殿

文京区子ども家庭部

子ども施設担当課長 足立 和也
(公印省略)

保育所等における虐待等が疑われる事案（不適切な保育）等保育に係る相談窓口の職員への周知について

平素より当区の保育施策にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

文京区児童福祉課では、文京区内の私立認可保育所等に勤務する全職員の皆様に対し、虐待等が疑われる事案（不適切な保育）等保育に係る相談窓口（以下、「窓口」と言います。）をご案内しております。

つきましては、別紙のご案内を貴施設の全職員の皆様に下記のとおり個別配付していただきますようお願いいたします。

また、令和 7 年 4 月に児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）が公布されたことに伴い、令和 7 年 10 月 1 日以降、虐待を受けたと思われる児童を発見した保育所等の職員には通報義務が課されることとなりましたので、併せてご案内いたします。

記

- 1 配付物 別紙「保育所等における虐待等が疑われる事案（不適切な保育）等保育に係る相談窓口のご案内」
- 2 対象施設 区内に所在する私立認可保育所等
- 3 対象者 雇用形態（常勤、非常勤、派遣、契約社員等）や職種（保育士、看護師、調理員、事務等）を問わず、保育施設に従事するすべての職員
- 4 配付方法 紙・データ等の配付方法は問いませんが、園内の掲示では個別に相談しづらい状況が生じる可能性があるので、案内が各職員に個別に届く方法で配付してください。
- 5 その他 本通知の発出時以外にも、新規入職された職員に対し、隨時配付していただけますようお願いいたします。

＜問い合わせ先＞

文京区子ども家庭部児童保育課保育施設指導担当

TEL : 03-5803-1845

E-mail : b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp

令和7年9月29日

文京区の保育施設に従事している職員の皆様

文京区子ども家庭部幼児保育課

保育所等における虐待等が疑われる事案（不適切な保育）等保育に係る相談窓口のご案内

平素より当区の保育施策にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

文京区幼児保育課では、虐待等が疑われる事案（不適切な保育）等保育に係る相談窓口（以下、「窓口」と言います。）を設置しており、文京区内の私立認可保育所等に勤務する全職員の皆様に窓口をご案内しております。

ご相談いただきました内容は、文京区幼児保育課が直接内容を受け付けます。その後、必要に応じて事実調査（施設長や事業者への聞き取り、訪問調査等）を実施いたします。ご本人様の承諾なく、園や事業者に氏名等をお知らせすることはございません。

相談したい内容のある方は、ひとりで悩まずにご相談ください。

また、令和7年4月に児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）が公布されたことに伴い、令和7年10月1日以降、虐待を受けたと思われる児童を発見した保育所等の職員には通報義務が課されることとなりましたので、併せてご案内いたします。

記

1 窓口 下記のURL又は2次元コード

URL : <https://logoform.jp/form/6KSu/642109>



2 対象施設 区内に所在する私立認可保育所等

3 対象者 雇用形態（常勤、非常勤、派遣、契約社員等）や職種（保育士、看護師、調理員、事務等）を問わず、保育施設に従事する全職員

4 その他

- (1) 各保育施設の施設長には、全職員に本紙をお渡しするよう依頼しております。
- (2) 本紙は区ホームページからもダウンロード可能です。
- (3) インターネットからのご相談が難しい場合は、お電話でも相談可能です。

＜問い合わせ先＞

文京区子ども家庭部幼児保育課保育施設指導担当

TEL : 03-5803-1845

E-mail : b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp